

公益財団法人 三重県下水道公社 塩化銀売り払い業務 仕様書

1 適用

- (1) 本仕様書は、公益財団法人 三重県下水道公社（以下「公社」という）の水質分析業務で発生した廃液に含まれる塩化銀を主成分とする物質（以下「売り払い物品」という）の売り払い業務に適用する。
- (2) 買受者は、本仕様書により本業務を遂行することとする。

2 業務内容

- (1) 本仕様書に基づき、買受者は売り払い物品を以下の場所で引き取るものとする。
三重県松阪市高須町 3922 番地
公益財団法人 三重県下水道公社 水質分析センター
(松阪浄化センター 1 階水質試験室内)
- (2) 本業務によって取引する売り払い物品の重量単位はキログラムとし、その重量は本仕様書により認定量として決定する。
受注者は認定量 1 キログラムに対しての単価（単位：円/キログラム）を認定量に乗算した価格をもって売り払い物品を引き取るものとする。

(3) 売り払い物品について

ア 性状

売り払い物品は公社が維持管理する浄化センターにおいて化学的酸素要求量(COD)試験で発生した廃液に塩化ナトリウム溶液を加えて塩化銀を沈殿させた後中和し、よく混合しながら水道水で十分洗浄を行った後に加熱(108℃)し、乾燥後に粉体状にすりつぶしたものであるが、その一部については塩化物イオン測定時等に発生した廃液等も含まれている。

そのため、塩化銀が主成分ではあるが少量のクロム(六価を含む)、銅、鉛、鉄等が含まれている。

イ 銀含有率と含水率の参考値

外部試験機関による銀含有率と含水率は以下のとおりである。

銀含有率 68% 含水率 <0.1%

この参考値は均質化した売り払い物品を公社が外部試験機関に 1 回試験を依頼した結果であり、本公社が本業務の売り払い物質の銀含有量を保証するものではない。

ウ 銀含有率と含水率の事前確認

次の手順に基づき、入札参加者は売り払い物品の銀含有率と含水率を事前確認できるものとする。

- ① 事前確認を行いたい旨を下記連絡先に行い試料を受け取ること。

配布試料量 : 約 100g

試料受渡し場所 : 三重県松阪市高須町 3922 番地

公益財団法人 三重県下水道公社 水質分析センター
(松阪浄化センター 1 階水質試験室内)

TEL 0598-53-4865

② 事前確認にかかる費用は入札参加者が負担すること。

エ 売り払い予定重量

本業務による売り払い物品の重量は約 40 k g である。

3 売り払い物品の引き取り方法等

(1) 引き取り日

買受者は、落札後速やかに公社担当者と引き取り日についての協議を行い、引き取り日を決定すること。

(2) 引き取り時間

引き取りは公社の業務時間内（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）に実施し、完了すること。

(3) 引き取り容器

引き取り容器は公社が用意する。また使用後は買受者が破棄するものとする。

容器の概要：蓋・取手付きペール缶

(4) 売り払い物品の認定量

売り払い物品の認定量は引き取り場所にある公社の計量器を用いて公社職員と買受者双方の立会いのもと以下のように計量を行い確定する。

ア 使用する計量器

公社が管理する最大秤量 4,200g の化学天秤（上皿天秤）を使用する。

イ 計量器の性能確認

公社が所有する E2(OIML 規格)基準分銅 1 k g により当日性能を確認する。

ウ 認定量を確定する手順

① 乾燥した売り払い物品を移し替え用容器に移し替え、重量 A を測定する。

② 移し替え用容器から引取り容器に売り払い物品を移し替えた後、移し替え用容器の重量 B を測定する。

③ A から B を引き算し、移し替えられた売り払い物品の量を算出する。

④ ①から③の手順を繰り返し、繰り返された全ての重量差（移し替えられた量）を足し算する。

⑤ ④で得られた数の 1 g の桁を切り捨て、認定量とする。

(5) 廃棄物の処理

引き取り後に生じた廃棄物は関係法令に基づき、買受者の責任において適正に処理すること。

6 業務期間

本業務の業務期間は契約日から令和 7 年 12 月 19 日までとする。

7 売却代金の支払期限及び方法

(1) 支払期限

売却代金の支払は令和 7 年 12 月 19 日までに完了すること。

(2) 支払方法

原則として、公社指定口座への振込とする。